熊谷市
開発許可申請等に関する設計等の手引



令和8年8月版

熊谷市都市整備部開発審査課

熊谷市開発許可申請等に関する設計等の手引

目次

Ⅰ　基本事項	
定義	1
Ⅱ　設計関係事項	
都市計画への適合	2
道路基準	2
公園等の設置基準	5
緑化の推進	6
生垣の設置	6
消防水利施設整備基準	6
雨水処理基準	6
汚水処理基準	7
水路基準	7
交通安全措置	7
給水施設の設置	7
塵芥集積所設置基準	7
電柱等の設置	8
防犯灯の設置	8
Ⅲ　その他事項	
近隣住民との調整	9
関係機関との協議	9
公共・公益施設に関する協議	9
農地の開発	9
文化財保護	9
景観条例	10
都市再生特別措置法に基づく届出	10
境界標の設置	10
工事等の管理	10
損害補償	10
協議不適合責任	10
宅地造成及び特定盛土等規制法	11
別表　関係機関一覧表	12

熊谷市開発許可申請等に関する設計等の手引

◎ 開発許可等に関する申請、設計及び施工にあたっては、都市計画法を遵守するほか以下の事項をもとに行うこと。
◎ この手引に記載のない事項については、埼玉県「都市計画法に基づく開発許可制度の解説」を参考とすること。

Ⅰ　基本事項

（定義）

1　この手引における用語の定義は、以下のとおり。

（1）　開発行為　　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為をいう。

（2）　建築行為　　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条若しくは第６条の２の規定による建築確認を要する建築物若しくは同法第１８条第２項の規定による計画通知を要する建築物を建築する行為又は都市計画法第４条第１１項に規定する特定工作物を建設する行為をいう。

（3）　開発行為等　　開発行為及び建築行為をいう。

（4）　開発区域　　開発行為等を行う土地の区域（敷地）をいう。

（5）　開発区域面積　　開発区域の面積から建築基準法第４２条第２項による道路の後退部分の面積を除いた面積をいう。ただし、後退部分が公共施設管理者に帰属される場合は、開発区域面積に含めることとする。

（6）　公共施設　　道路、公園、緑地、下水道、河川、水路及び消防水利施設をいう。

（7）　公益施設　　上水道、教育施設、社会福祉施設、集会施設、塵芥集積所その他良好な都市環境を確保するために必要な施設で、公共施設以外のものをいう。

（8）　公共・公益施設　　公共施設及び公益施設をいう。

（9）　事業者　　開発行為等を行うものをいう。

（10）　自己の居住用、自己の業務用及びその他　　自己の居住用とは、開発行為等を行う者が当該建築物を専ら自らの生活の本拠地として使用するものであり、自己の業務用とは、当該建築物又は特定工作物を専ら継続的に自己の業務に係る経済活動の用に供するものをいい、その他とは非自己の場合等をいう。

（11）　２号道路　都市計画法施行令（以下政令という。）第２５条第２号の規定が適用となる道路をいう。

（12）　開発道路　　政令第２５条第２号、第４号の基準を満たすために設置・拡幅される道路をいう。

（13）　４号道路　政令第２５条第４号の規定が適用となる道路をいう。

（14）　接続道路　　開発区域内の道路が接続する道路をいう。

II　設計関係事項

（都市計画への適合）

1　開発行為等の計画が、都市計画に適合していること。

（道路基準）

1　2号道路の幅員は、予定建築物の用途及び開発区域面積に応じて、表 1 に掲げる幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上であること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令（省令第20条の2）で定めるものが配置されているときは、表2に掲げる幅員以上であること。なお、表2は、予定建築物が大規模集合住宅、大規模集客施設、大規模流通業務施設の場合は、原則、適用しない。

2　敷地に接する道路が複数ある場合、敷地から車両の出入りが可能な道路については、その全てについて、2号道路の基準に適合すること。

表 1

開発区域面積 ／ 予定建築物の用途	0.1ha未満	0.1ha 以上
住宅系	6.0m以上	
住宅系以外のもの	6.0m以上	9.0m以上
特定工作物	6.0m以上	9.0m以上

※　予定建築物が自己の居住の用に供するものである場合は、本基準は適用しない。

表 2

開発区域面積 ／ 予定建築物の用途	0.1ha 未満	0.1ha 以上 0.3ha 未満	0.3ha 以上 0.6ha 未満	0.6ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上 5.0ha 未満	5.0ha 以上 20.0ha 未満	20ha以上
住宅系	4.0m以上		4.5m以上	5.5m 以上	表1による		
住宅系以外のもの	4.0m 以上	6.0m以上				6.5m以上	表1による
特定工作物	6.0m以上						

※　予定建築物が自己の居住の用に供するものである場合は、本基準は適用しない。

※　予定建築物が大規模集合住宅、大規模集客施設、大規模流通業務施設である場合には表 1 による。表 2 は適用されない。

＜参考＞ 小幅員区画道路

2号道路は、政令第25条第2号括弧書きの規定により、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、小区間で通行上支障ない場合に限り4m以上とすることができる。なお、「小区間で通行上支障がない場合」とは、その利用者が当該道路に面する敷地の居住者等に限られ、通過交通の生じる可能性が少ない場合であってかつ、当該道路の延長がおおむね120メートル以下のものをいう。

＜参考＞ 省令第20条の2

政令第25条第2号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。

二 幅員が4メートル以上であること。

3 4号道路の幅員は、予定建築物の用途及び開発区域面積に応じて、表3に掲げる幅員以上（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない場合は表4に掲げる幅員以上）であること。

表 3

用途	幅員
原則（住宅以外）	9.0m以上
住宅	6.5m以上
やむを得ない場合	車両の通行に支障がない道路

※ 予定建築物が自己の居住の用に供するものである場合は、本基準は適用しない。

表 4

開発区域面積 ＼ 予定建築物の用途	0.1ha 未満	0.1ha 以上 0.3ha 未満	0.3ha 以上 0.6ha 未満	0.6ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上 5.0ha 未満	5.0ha 以上 20.0ha 未満	20ha以上
住宅系	4.0m以上		4.5m以上	5.5m 以上	表1による		
住宅系以外のもの	4.0m 以上	6.0m以上				6.5m以上	表1による
特定工作物	6.0m以上						

※ 予定建築物が自己の居住の用に供するものである場合は、本基準は適用しない。

4　市街化調整区域における開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）においては、予定建築物等の敷地から250メートル以内の距離に幅員12メートル以上の道路が設けられていること。

5　道路の交差は、可能な限り直角に近い角度で交差させること。

6　開発道路を設置する場合は、接続道路の管理者と交差点の形状等について協議すること。

7　開発道路の幅員が9メートル以上の場合は、歩道と車道が分離されていること。

8　歩車道の分離方法は、原則として歩車道境界ブロックを標準とし、自動車が突入するおそれがあるところは、防護柵を設置すること。

9　開発道路の横断勾配は、原則として車道部が2%、歩道部が1%とすること。

10　開発道路の縦断勾配は、原則として9%以下とすること。

11　予定建築物が住宅である場合の開発道路の構造については、以下を標準とする。

（1）　アスファルト舗装を標準とし、道路組成については表層（密粒度アスコン）5cm、上層路盤（粒調砕石）15cm、下層路盤（切込砕石）20cmとすること。ただし、この道路組成は設計 CBR を3としたものであり、設計 CBR が3に満たない場合は路床改良もしくは路盤厚の変更をすること。

（2）　両側に側溝を敷設すること。

（3）　側溝の種類については長尺 U 型側溝を標準とすること。ただし、側溝が道路を横断する場合は、ボックスカルバートを設置すること。

（4）　側溝蓋については、コンクリート側溝蓋を標準とし、20メートルごとにグレーチング蓋（騒音、ガタツキ防止タイプ）を設置すること。また、コンクリート蓋の配列は埼玉県B型配列とすること。

（5）　排水構造物の構造が変わる部分及び側溝等の接続部分に集水桝（内径 500×500 グレーチング蓋）を設置すること。

12　開発道路の形状は、袋路状（P字型を含む。）でないこと。ただし、開発区域面積が1000平方メートル未満の開発行為の場合は、事前に開発審査課と協議すること。

13　歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、必要な長さで街角が切り取られていること。また、接続道路に歩道が整備されている場合等においては、事前に開発審査課、管理課および維持課と協議すること。なお、隅切りの長さは、次のいずれかであること。

① 隅切りの長さが、下表の値以上の場合

表 5

接続・開発道路幅員 / 開発道路幅員	12m 以上 15m 未満	6m 以上 12m 未満	4m 以上 6m 未満
6m 以上 12m 未満	6(8)	6(8)	4(6)
	5(6)	5(6)	3(5)
	4(5)	4(5)	2(4)
4m 以上 6m 未満	上段:60 度以下	4(6)	4(6)
	中段:90 度前後	3(5)	3(5)
	下段:120 度以上	2(4)	2(4)

※ この表に掲げる幅員以上の道路の交差については、別途協議を行うこと。

※ やむを得ないと認められる事由により両側に設置できない場合は、片側に括弧内の数値以上の隅切り長を確保すること。

② 道路構造令等に基づき設計されている場合

14 開発道路に関する構造について、上記によらない場合は事前に維持課と協議すること。

(公園等の設置基準)

1 開発区域面積及び予定建築物等の用途に応じて、表 4 による基準により、公園等を設置すること。ただし、第二種特定工作物及び特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

表 4 公園等の設置基準

予定建築物の用途		設置する施設	開発区域面積		
			0.3ha 以上 5.0ha 未満	5.0ha 以上 20.0ha 未満	20.0ha 以上
住宅系	一戸建住宅	公園	• 開発区域面積の3%以上 • 設置数は1箇所のみ	• 開発区域面積の3%以上 • 1箇所あたりの面積 300 ㎡以上 • 1000 ㎡以上の施設を1箇所以上設置	• 開発区域面積の3%以上 • 1箇所あたりの面積 300 ㎡以上 • 1000 ㎡以上の施設を 2 箇所以上設置
	共同住宅	公園 緑地 広場	• 開発区域面積の3%以上		
住宅系以外のもの		公園 緑地 広場	• 開発区域面積の3%以上		

※ 予定建築物が自己の居住の用に供するものである場合は、本基準は適用しない。

2　形は、原則として長方形とすること。
3　面積が1000平方メートル以上の公園等にあっては、2以上の出入口が配置されていること。
4　自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、柵等の設置その他利用者の安全の確保を図るための措置をすること。
5　広場、遊戯施設等が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
6　雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。
7　公園等の帰属、上記以外の構造及び付属施設については、公園緑地課と協議すること。

（緑化の推進）

1　建築物の敷地面積が1000平方メートル以上の開発行為等においては、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例を遵守し、緑化を推進すること。
2　開発行為等によって整備された樹木等は、将来にわたり適切な管理を行うこと。

（生垣の設置）

1　一戸建住宅を目的とした開発行為等を行う場合は、生垣の設置に努めること。
2　設置された生垣は、将来にわたり適切な管理を行うこと。

（消防水利施設整備基準）

1　以下の事項に該当した場合は、熊谷市消防本部開発行為等に関する指導要綱を遵守し、消防水利施設等の設置について、事前に消防本部警防課と協議すること。
　（1）　開発区域面積又は建築物の延床面積が1000平方メートル以上の場合
　（2）　開発行為等の計画が、地階を除く階が4以上または軒高が15メートル以上の場合（はしご車の進入路及び消防活動用空地の確保に関する協議）
※　予定建築物が自己の居住の用に供するものである場合は、本基準は適用しない。

（雨水処理基準）

1　雨水浸透阻害行為の面積が1000平方メートル以上の場合には、特定都市河川浸水被害対策法を遵守し、雨水貯留浸透施設の設置について、事前に河川課と協議すること。
2　埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を遵守すること。
3　前記法律・条例に該当しない開発行為等においても、開発区域内の雨水については流出抑制に努め、対策については雨水流出抑制施設の手引き（熊谷市）等によること。

4　雨水流出抑制施設から河川、水路及び道路側溝等に排水する場合、事前に各管理者と協議すること。

（汚水処理基準）

1　汚水の排水先を公共下水道とする場合は、その接続に関し事前に下水道課と協議すること。

2　汚水の排水先を農業集落排水とする場合は、その接続に関し事前に下水道課と協議すること。

3　汚水を河川、水路及び道路側溝等に排水する場合は、合併処理浄化槽により処理し、各管理者の許可を受け排水すること。

（水路基準）

1　開発行為において水路の移設が生じる場合は、移設計画について、事前に管理課及び河川課と協議すること。

2　本市が管理する水路の構造に関しては、下記を標準とすること。

（1）　水路は三面コンクリート製とすること。

（2）　土あげ部分に関しては、草伏せコンクリートを打設すること。

（3）　水路の暗渠化、蓋架けについては、乗入れ部分のみとすること。

（4）　水路が道路を横断する場合は、横断部分の構造をボックスカルバート等とすること。

（交通安全措置）

1　開発行為等の状況に応じ、交通事故の防止並びに交通の安全及び円滑化を図るため区画線、防護柵及び道路反射鏡等の交通安全施設を維持課と協議し、事業者の負担で設置すること。

2　予定建築物の用途が、多数の車両の出入りが見込まれる場合は、道路との出入口の位置等について、事前に安心安全課と協議すること。

（給水施設の設置）

1　給水施設の新設等を行う場合は、熊谷市水道事業給水条例（平成17年条例第225号）の規定により、施工することとし、事前に水道課と協議すること。

（塵芥集積所設置基準）

1　住宅を目的とした開発行為等を行う場合は、塵芥集積所の設置又は利用について、別に定める塵芥集積所設置要領及び開発行為等に伴う塵芥集積所の設置基準により、事前に開発区域の属する自治会及び環境美化センターと協議すること。

2　塵芥集積所を設置する場合は、設置場所について周辺住民とトラブルが生じないよう事前に周辺住民の了解を得ることとし、また、収集に適した場所、面積、構造とすること。
3　設置又は利用する塵芥集積所が確定された場合は、別に定める協議内容報告書により環境美化センターに報告すること。

（電柱等の設置）

1　開発区域内に電柱等の施設を設置する場合は、道路、水路及び塵芥集積所等以外の場所に設置すること。

（防犯灯の設置）

1　住宅を目的とした開発行為で、開発道路を新設する場合は、防犯灯の設置について、事前に開発区域の属する自治会及び安心安全課と協議し、事業者の負担において設置すること。
2　設置した防犯灯については、当該自治会に無償で提供すること。

III　その他事項

（近隣住民との調整）

1　事業者は、周辺の住環境等に十分配慮するとともに、良好な相隣関係を損なうことのないよう努めること。

（関係機関との協議）

1　開発行為等に関する計画について、関係法令等に基づく許認可、届出等が必要な場合は、別表に掲げる関係機関と事前に協議すること。

（公共・公益施設に関する協議）

1　開発行為に関係がある公共・公益施設に関し、事前に各公共施設管理者と協議すること。

2　開発行為に伴い、公共・公益施設の新設又は移設を行う場合は、別に定める公共施設の管理に関する協議書を各公共施設管理者と締結すること。

（農地の開発）

1　開発区域内に農地が存する場合は、事前に農業委員会事務局と協議すること。

2　市街化調整区域内の開発行為許可申請等については、農地転用許可申請と同時に行うこと。

（文化財保護）

1　開発区域内に埋蔵文化財が存する可能性がある場合は、事前に教育委員会（江南文化財センター）と協議すること。

2　周知の埋蔵文化財包蔵地の場合は埋蔵文化財発掘の届出を工事着工の60日前までに行うこと。

3　工事中に埋蔵文化財を発見したときは工事を中止し、現状を変更することなく、直ちに教育委員会（江南文化財センター）に届け出るとともに、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の精神を尊重し、必要な措置を講じること。

（景観条例）

1　予定建築物等の敷地の面積（複数の敷地を含む行為においてはそれぞれの敷地の面積）が500㎡以上の開発行為で、かつ、用途が一戸建ての住宅以外である場合は、事前に景観計画及び景観条例について都市計画課と協議すること。

（都市再生特別措置法に基づく届出）

1　熊谷市立地適正化計画に基づき、居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為又は都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為については、都市再生特別措置法に基づく届出について都市計画課と協議すること。

（境界標の設置）

1　境界標により開発区域を明らかにすること。

2　境界標は、原則としてコンクリート杭を使用し、基礎工にはコンクリート根巻き等措置を行い、容易に確認できるようにすること。

3　境界標の位置については、境界点に隣接する土地所有者及び公共施設管理者と立会のうえ確定すること。

（工事等の管理）

1　開発行為等に伴う工事に起因する騒音、振動、地盤沈下等の防止に努め、周辺住民等に損害を与えることのないよう十分、管理をすること。

2　開発行為等を行うにあたり、車両の運行等について、十分な安全対策を講じること。

3　開発許可に係る標識を工事現場の見やすい箇所に掲示すること。

（損害補償）

1　開発行為等に伴い自己の責任に帰すべき理由により周辺住民等に損害等を与えた場合は、事業者の責任と負担により、速やかにその復旧又は損害の賠償を行うこと。

（協議不適合責任）

1　公共・公益施設の引渡しは、原則として開発行為の工事完了公告の日の翌日とし、引渡し後3年間は、申請者は、公共施設の管理に関する協議書に基づく協議不適合責任（公共施設等が種類又は品質に関して協議の内容に適合しないものであるときに、管理者の求めに応じ、公共施設等の修補又は代替物の引き渡しを行うことをいう。）を負うこと。

（宅地造成及び特定盛土等規制法）

1　熊谷市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域に指定されているため、盛土規制法に基づく許可を要する規模（以下「許可対象規模」という。）以上の造成工事については、当該許可を受けてから着工すること。ただし、許可対象規模以上の工事のうち、都市計画法に基づく開発許可を受けたものについては、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされる（以下「みなし許可」という。）。

2　みなし許可を受けた場合、盛土規制法に基づく標識の掲示も必要となるため、工事現場の見やすい箇所に掲示すること。

3　みなし許可を受けた工事のうち、造成規模が大きいもので、かつ開発許可日から工事完了までの期間が3か月を超えるものについては、当該期間中、3か月ごとに開発審査課に対し工事の実施状況等について定期報告を行うこと。

4　みなし許可を受けた工事のうち、造成規模が大きいもので、かつその工事に特定工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事）が含まれる場合、盛土規制法に基づく中間検査が必要となるため、当該工程が完了した時点で開発審査課に対し中間検査の申請をし、これを受検すること。また、特定工程後の工程に係る工事（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けてから行うこと。

5　許可対象規模未満であったため、みなし許可とならずに開発許可を受けた造成工事で、その後の設計変更により許可対象規模以上となったものについては、開発行為に係る変更許可を受けたとしてもみなし許可とはならないため、別途、盛土規制法に基づく許可を受けること。

6　許可対象規模以上の工事であっても、開発許可不要となるものについては、みなし許可とはならないため、別途、盛土規制法に基づく許可を受けること。

別表　関係機関一覧表

熊谷市役所 住所：熊谷市宮町 2-47-1 電話：048-524－1111（代表）	
協議先	主な協議内容
企画課	・ 市の基本的な政策に関すること
市民活動推進課	・ 自治会に関すること
安心安全課	・ 交通安全に関すること ・ 防犯灯に関すること
長寿いきがい課 障害福祉課	・ 社会福祉施設に関すること
企業活動支援課	・ 企業誘致に関すること ・ 工場立地法に関すること ・ 大規模小売店舗立地法に関すること
管理課	・ 道路、水路の財産整理に関すること ・ 道路の占用、境界に関すること ・ 水路の占用、境界に関すること
維持課	・ 道路の構造に関すること ・ 交通安全施設に関すること
河川課	・ 準用河川新奈良川、準用河川新星川に関すること ・ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請に関すること。 ・ 雨水流出抑制（下水道区域外）に関すること ・ 水路の構造に関すること（区画整理地内を除く）
下水道課	・ 公共下水道に関すること ・ 雨水流出抑制（下水道区域内）に関すること（区画整理地内を除く） ・ 農業集落排水に関すること
教育総務課	・ 通学路に関すること

大里庁舎 住所:熊谷市中曽根 654-1	
協議先	主な協議内容
都市計画課 電話:0493-39-4813	・ 都市計画法に関すること ・ 田園まちづくり条例に関すること ・ 景観条例に関すること ・ 駐車場法に関すること ・ 屋外広告物に関すること
公園緑地課 電話:0493-39-4806	・ 公園、緑化に関すること
開発審査課 電話:0493-39-4817	・ 開発許可に関すること
建築審査課 電話:0493-39-4809	・ 建築確認に関すること ・ 建築相談に関すること

江南庁舎 住所:熊谷市江南中央 1-1	
協議先	主な協議内容
環境政策課 電話:048-536-1548	・ 騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法に関すること ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に関すること ・ 埼玉県生活環境保全条例に関すること ・ 熊谷市ホタルの保護に関する条例に関すること ・ 自然環境保全地域に関すること ・ ふるさとの森に関すること ・ ムサシトミヨの生息地に関すること
環境推進課 電話:048-536-1565	・ 土地の埋め立て等の規制に関すること ・ 合併処理浄化指導要綱に関すること

妻沼庁舎 住所:熊谷市弥藤吾 2450	
協議先	主な協議内容
農業政策課 電話:048-588-9990	・ 農振除外に関すること ・ 森林法に関すること ・ 土地改良事業に関すること
農業委員会事務局 電話:048-588-9985	・ 農地転用に関すること

各庁舎以外の市の機関	
協議先	主な協議内容
土地区画整理事務所 住所:熊谷市中西 4-20-15 電話:048-527-5335	・ 上石第一土地区画整理事業に関すること （雨水流出抑制等を含む） ・ 上之土地区画整理事業に関すること （雨水流出抑制等を含む） ・ 籠原中央第一土地区画整理事業に関すること （雨水流出抑制等を含む）
環境美化センター 住所:熊谷市肥塚 1125 電話:048-524-7121	・ 塵芥集積所設置基準に関すること
水道課 住所:熊谷市原島 1031 電話:048-520-4135	・ 上水道に関すること
江南文化財センター 住所:熊谷市千代 329 電話:048-536-5062	・ 文化財保護に関すること
警防課 住所:熊谷市原島 675-1 電話 048-501-0117	・ 消防水利施設等に関すること

【市以外の機関】	
協議先	主な協議内容
大宮国道事務所熊谷出張所 住所:熊谷市新堀 180 電話:048-532-3680	・ 国道17号に関すること
荒川上流河川事務所熊谷出張所 住所:熊谷市箱田 5-7-1 電話 048-522-0612	・ 荒川(河川保全区域、強化堤防等)に関すること
利根川上流河川事務所八斗島出張所 住所:群馬県伊勢崎市八斗島乙 913 電話:0270-32-0168	・ 利根川(河川保全区域、強化堤防等)に関すること
埼玉県河川砂防課 住所:さいたま市浦和区高砂 3-15-1 電話:048-830-5135	・ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に関すること
埼玉県熊谷県土整備事務所 住所:熊谷市新堀 500 電話:048-533-8778(代表)	・ 国道(17 号を除く)、県道に関すること ・ 一級河川(利根川、荒川を除く)に関すること ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関すること
埼玉県北部環境管理事務所 住所:熊谷市末広 3-9-1 電話:048-523-2800	・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関すること ・ 埼玉県生活環境保全条例(井戸等)に関すること ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること(みなし許可に係るものを除く)
埼玉県北部福祉事務所 住所:本庄市前原 1-8-12 電話:0495-22-6154	・ 社会福祉施設に関すること
大里広域市町村圏組合 住所:熊谷市曙町 2-68 電話:048-501-1333	
水路管理者 (協議先となる水利組合等については、管理課へお問い合わせ下さい。)	・ 用水路の管理に関すること。

熊谷市開発許可申請等に関する設計等の手引
（令和８年８月版）

令和８年８月発行

編集　熊谷市開発審査課
〒３６０－０１９５
埼玉県熊谷市中曽根６５４番地１
ＴＥＬ：０４９３－３９－４８１７（直通）